

上郡町行財政改革推進プラン

(第8次行政改革大綱)

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

令和8年3月

上郡町

目 次

| | |
|--------------------|----|
| 第1章 行財政改革推進プランについて | 1 |
| 1 策定の趣旨 | 1 |
| 2 プランの位置付け | 1 |
| 第2章 本町を取り巻く動向 | 2 |
| 1 これまでの行政改革の取組 | 2 |
| 2 現状と課題 | 2 |
| 第3章 行財政改革の取組 | 6 |
| 1 基本方針 | 6 |
| 2 取組項目 | 7 |
| 3 具体的取組 | 8 |
| 4 進捗管理 | 16 |

第1章 行財政改革推進プランについて

1 策定の趣旨

本町では、これまで第1次から第7次までの行政改革大綱を策定し、事務事業の見直しや職員定数の適正化、公共施設の集約化・再配置、子育てに関する相談窓口の一本化など、時代の変化に応じた改革に継続的に取り組み、行政サービスの向上と健全な財政運営に努めてきました。

第7次行政改革大綱（令和3年度から令和7年度）においては、「健全な財政運営」、「質の高い行政運営」の2つの基本方針のもと、推進計画に基づく改革を着実に進め、一定の財政効果を上げてきました。

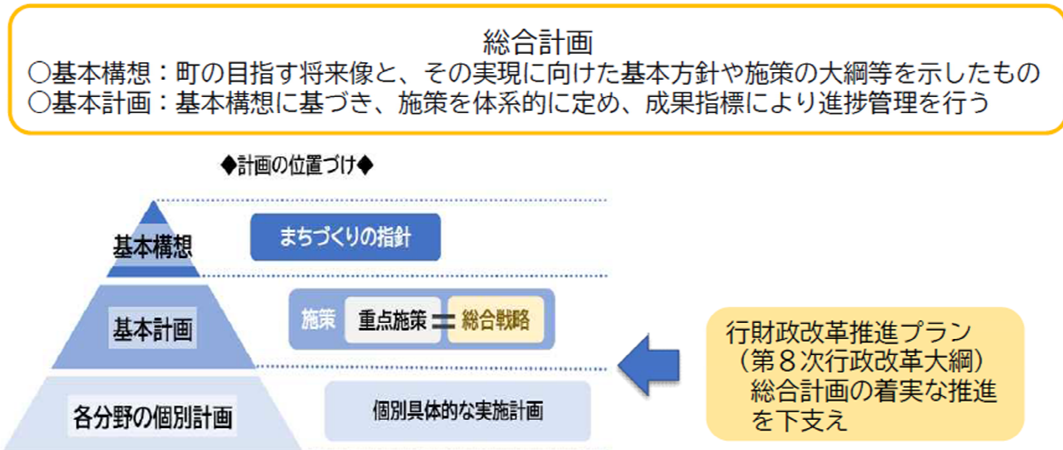
一方で、少子高齢化と人口減少の進行による地域コミュニティの担い手不足や社会保障関連経費の増加、社会情勢の変化に伴う住民ニーズの多様化・複雑化、行政サービスのデジタル化の急速な進展など、本町を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中、本町の将来像を示し、総合的かつ計画的な行政運営の基本指針である「上郡町第6次総合計画（以下「総合計画」という。）」に掲げる施策・事業を着実に推進するため、これまでの行政改革の取組を継続しつつ、より一層効果的・効率的な行政運営を行っていく必要があります。

このたび、令和7年度までを計画期間とする「第7次行政改革大綱」の満了に伴い、全庁的に行財政改革を推進するための取組指標として「上郡町行財政改革推進プラン（以下「プラン」という。）」を策定しました。

今後は、住民サービスを著しく低下させることのないよう配慮しつつ、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を最大限に活用し、「質の高い行政サービスの提供」と「将来世代に負担を先送りしない持続可能な行政運営」の実現を目指し、本プランに掲げる基本方針と推進項目に基づき、全庁一体となって計画的かつ継続的に行財政改革に取り組むものとしします。

2 プランの位置付け



第2章 本町を取り巻く動向

1 これまでの行政改革の取組

本町は、総合計画に掲げた施策を着実に推進するとともに、行政改革の総合的な指針として行政改革大綱を策定し、同大綱に基づく推進計画に沿った行政改革を継続的に進めてきました。

< 第7次行政改革大綱推進計画の主な取組と成果 >

| 取組項目 | 取組実績（令和3年度から6年度まで） |
|------------------------|---------------------------------------|
| 町全体の債務の抑制 （一般会計ベース） | 町債残高 ▲1,517,623千円 |
| 町有地の売却と有効活用 | 売却61,747千円、貸付50,796千円 |
| 使用料及び手数料の見直し | 令和3年度に水道料金を改定 |
| 公共施設の集約化 | 幼稚園・保育所計4施設を統合し認定こども園を整備 |
| 窓口サービスの見直し | 妊娠期から子育て期における総合相談窓口として、「こども家庭センター」を開設 |
| 行政情報化の推進 | 行政手続きオンライン化件数100件 |

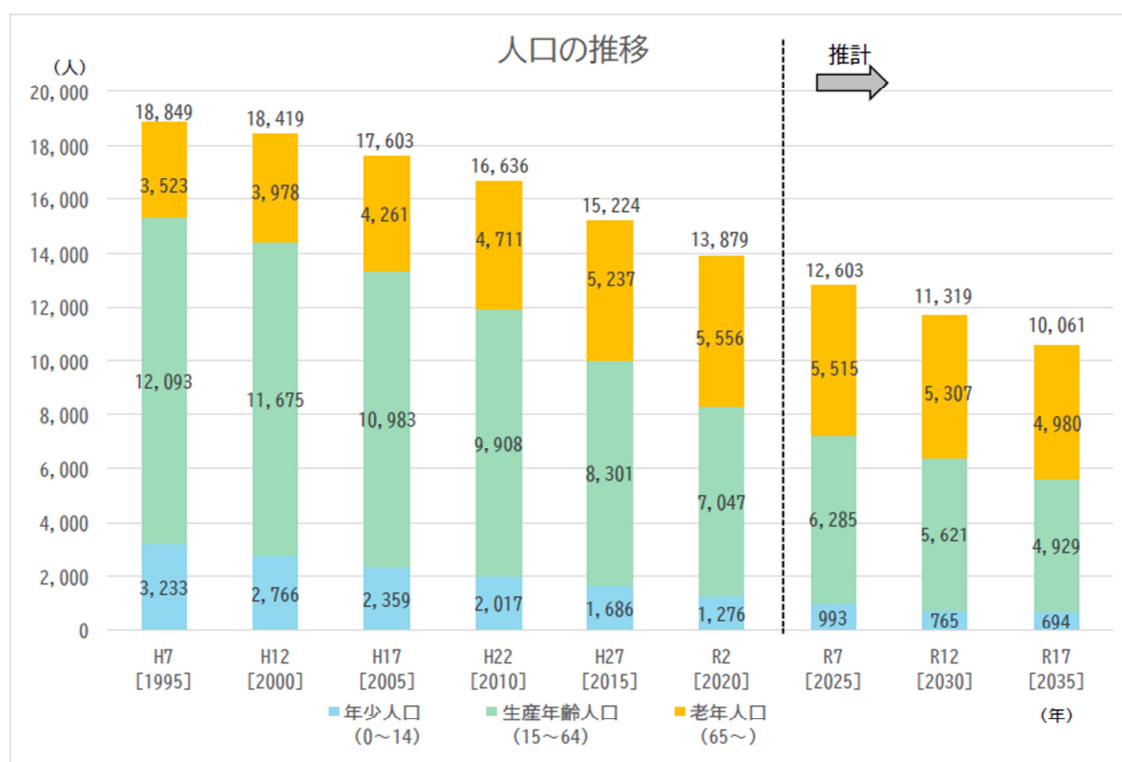
2 現状と課題

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

平成7（1995）年に18,849人であった人口は令和2（2020）年に13,879人となり、25年間で26.4%減少しています。国立社会保障・人口問題研究所が令和5（2023）年に発表した人口推計によると、令

和 17（2035）年の将来人口推計は 10,061 人となり、その後は 10,000 人を下回ると予測されています。また、人口構成においては、年少人口（0 歳～14 歳）及び生産年齢人口（15 歳～64 歳）の減少が著しく、人口の約 5 割が高齢者となる時代が到来します。

少子高齢化と人口減少の進行に対応していくため、令和 8（2026）年 3 月に策定した「上郡町第 6 次総合計画」では上郡町の将来目標人口を「令和 17（2035）年時点で 10,500 人」とし、「人と自然が調和し、すべての世代が安心して暮らせるまち」を目指して取組を進めることとしています。



資料：令和 2 年（2020 年）までは総務省国勢調査。令和 7 年（2025）年以降は、社人研「日本の地域別将来推計人口」による。

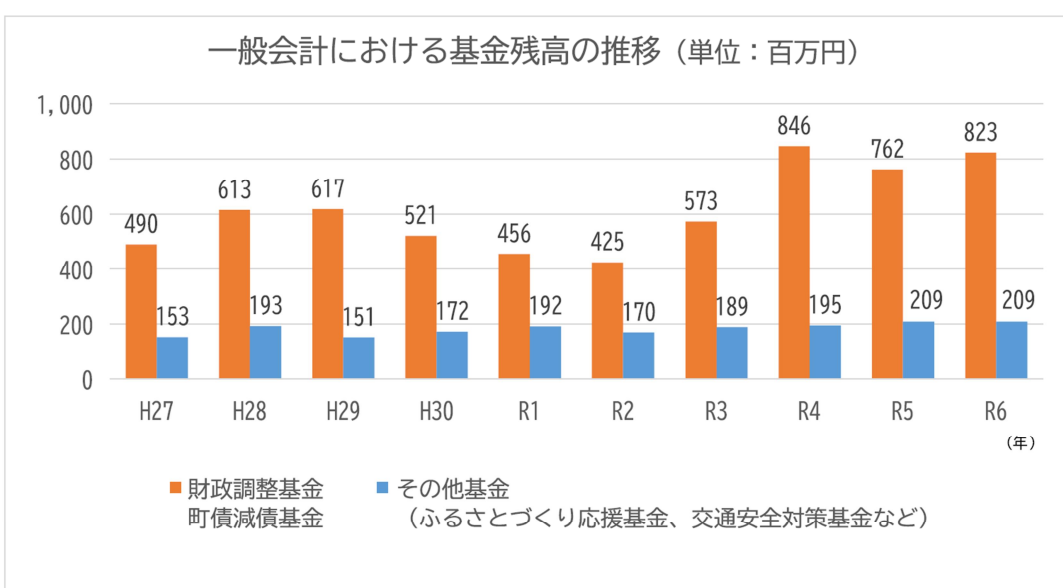
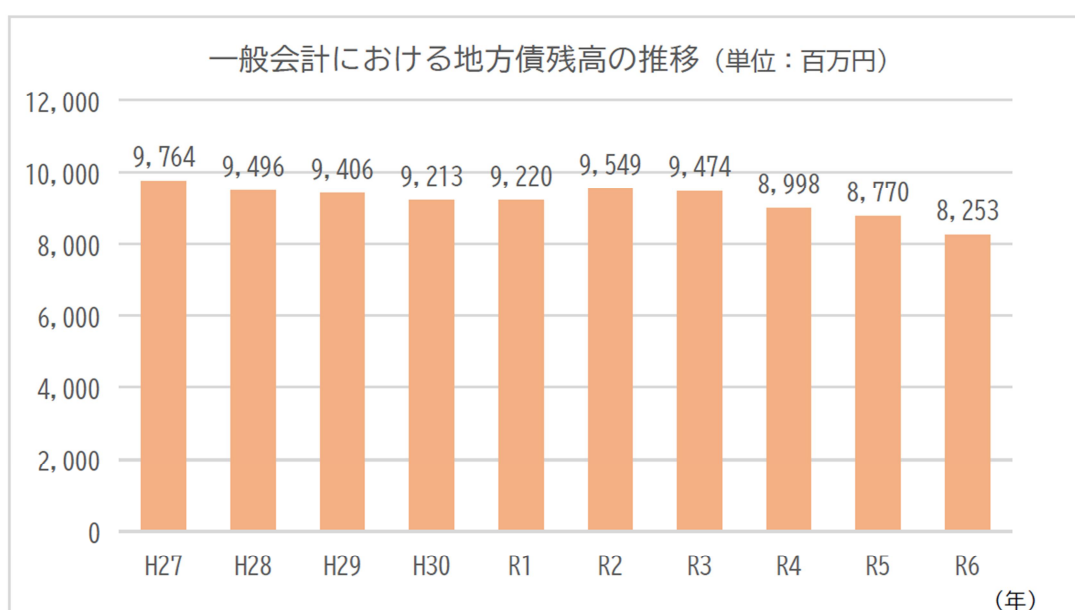
(2) 財政状況

人口減少の進行に伴い町税収入の大幅な増加が見込まれない一方、高齢化の進行に伴う社会保障費の増加により、今後も厳しい財政状況となることが見込まれます。将来を見据えて限られた財源を効果的・効率的に活用できるよう、必要性や費用対効果を検証し、事務事業の見直しを図っていく必要があります。

地方債残高は着実に減少しているものの、防災行政無線整備事業

や公共施設長寿命化改修事業等の大型事業の実施により、今後も高い水準で推移することが見込まれます。過大な後年度負担にならないよう留意し、「プライマリーバランス黒字化」を維持するため公債費を限度として借入を行うなど、今後も地方債残高の圧縮に向けた取組が必要です。

基金については、毎年度の予算編成を歳入に見合った歳出とすることで、決算剰余金等を活用し、残高を確保しています。今後も、大型事業の実施や公共施設の適正管理、災害等の不測の事態への対応のため、中期財政計画に基づき各種基金において十分な残高を確保していく必要があります。



(3) 公共施設

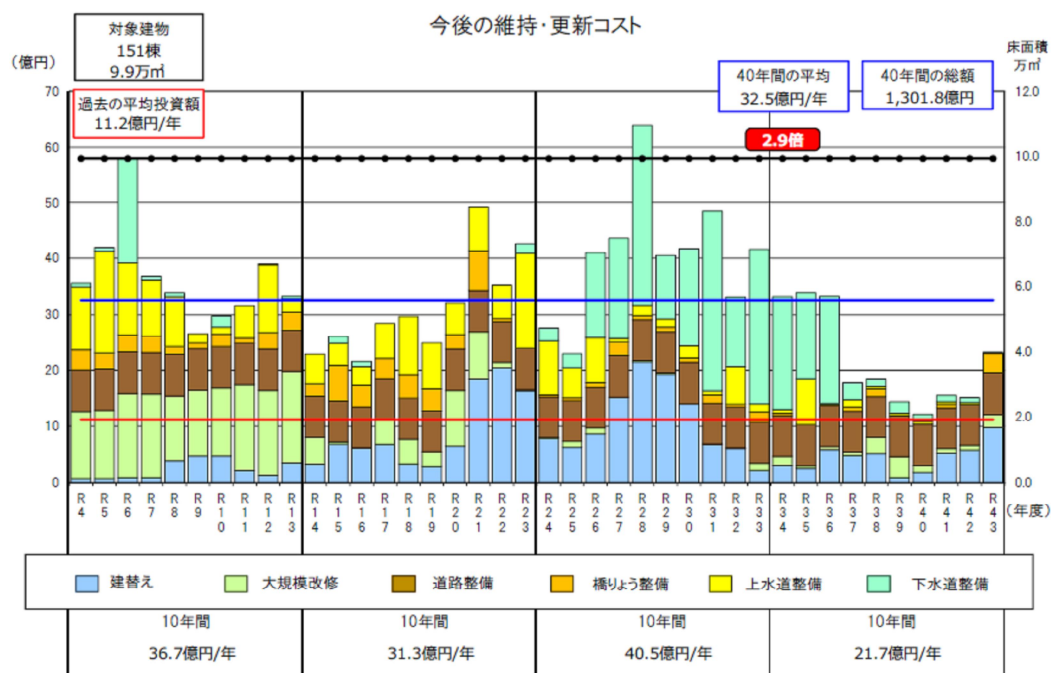
公共建築物は昭和 50 年代から昭和 60 年代初頭にかけて、学校教育系施設をはじめとして集中的に整備されており、この期間に整備された施設は延床面積が 47,865 m²で全体の 47%を占めています。

また、インフラ資産（道路・橋りょう・上水道・下水道）についても、耐用年数を超えるものや過去に集中的に整備されたものがあることから、将来的に改修時期が集中しないよう計画的な維持・補修を行っていく必要があります。

しかしながら、これまでに策定した個別施設計画等を考慮しても、本町の財政状況や人口減少、少子高齢化の進行を踏まえると、全ての公共施設を安全な状態で保有し続けることは現実的には不可能と考えられます。

このような状況の中、将来世代に過度な負担を残さないためにも、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の複合化・長寿命化・有効活用など様々な方策を視野に入れ、公共施設等のあり方を財源や安全性を見極めながら検討していくことが求められます。

【図：公共施設等の更新費用の見通し（全て維持更新する場合）】



※更新期間：公共建築物（大規模改修 30 年、建替え 60 年）

インフラ資産（道路 15 年、橋りょう 60 年、上水道 40 年、下水道 50 年）

※更新費用：総務省配布の「公共施設等更新費用試算ソフト」の仕様による算定

※50 m²以下の公共建築物を除いて試算

資料：上郡町公共施設等総合管理計画

第3章 行財政改革の取組

1 基本方針

これまで本町が進めてきた行政改革の取組における基本的な考え方を承継しつつ、本町を取り巻く状況を踏まえ、今後取り組むべき行財政改革の方向性を次の3つの基本方針として定めます。

(1) 将来を見据えた行政サービスの適正化

住民ニーズの多様化や地域課題の複雑化に的確に対応し、将来にわたり質の高い行政サービスを持続的に提供するため、組織体制や人材育成、働き方の見直し及び関係機関・地域との連携のあり方を最適化します。

(2) デジタル技術活用の推進

住民の利便性と行政運営の双方の質を高めるため、デジタル技術の計画的かつ安全な活用を推進します。

デジタル関連施策を着実に推進するとともに、誰一人取り残さないデジタル化を実現し、持続可能で質の高い行政サービスを提供します。

(3) 健全な財政運営

地方債残高の圧縮、基金残高と自主財源の確保に努めるとともに、公営企業等の経営と公共施設管理を最適化します。さらに、民間活力を活用した効率化と付加価値向上を推進し、将来世代に過度な負担を先送りせず持続可能な財政運営を確立します。

2 取組項目

基本方針で掲げる3つの方向性に即して、行財政改革の取組を着実に推進するため、各基本方針に取組項目を定め、体系的に取組を実施します。

<プランの体系>

| |
|--------------------------------|
| 基本方針1 将来を見据えた行政サービスの最適化 |
| 取組項目(1) 行政組織の最適化 |
| 取組項目(2) 質の高い行政サービスの実現 |
| 取組項目(3) 新しい働き方の推進 |
| 取組項目(4) 多様な主体との連携 |
| 基本方針2 デジタル技術活用の推進 |
| 取組項目(5) 窓口業務改革の推進 |
| 取組項目(6) ICTを活用した業務の効率化 |
| 取組項目(7) 情報システムの標準化・クラウド化 |
| 取組項目(8) 地域社会のデジタル化 |
| 基本方針3 健全な財政運営 |
| 取組項目(9) 中長期的な財政の健全化 |
| 取組項目(10) 自主財源の確保 |
| 取組項目(11) 公営企業等の経営健全化 |
| 取組項目(12) 公共施設の適正管理の推進 |
| 取組項目(13) 民間活力を活かした施設整備や管理運営の推進 |

3 具体的取組

各取組項目を推進するために具体的取組を位置付け、着実に行財政改革を推進します。

取組項目(1) 行政組織の最適化

事務事業の見直しや組織機構の改革を行い、限られた人材と財源の効率的・効果的な活用を図ります。

(1)-① 事務事業の見直し

| 改革の取組方針 | | | | | 担当課 |
|---|----|----|-----|-----|--------------|
| 町単独事業を中心に、実施主体及び手法の妥当性、有効性、効率性などの観点から事務事業の見直しに取り組む。 | | | | | 企画広報課 関係課 |
| 年次計画 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| | | | | | |
| | 検討 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

(1)-② 組織体制の最適化

| 改革の取組方針 | | | | | 担当課 |
|---|---------------------|----|-----|-----|--------------|
| 組織の再編・統合と、社会情勢・行政需要・業務実態に即した人員配置の最適化により適正な定員管理を推進するとともに、上郡町特定事業主行動計画に基づき男女間の偏りに配慮しつつ管理職への女性登用を促進する。 | | | | | 企画広報課 総務課 |
| 年次計画 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| | | | | | |
| | 推進 | 推進 | 推進 | 推進 | 推進 |
| 目標値 | 職員数 【令和6年度：162人】 | | | | 167人以下 |

取組項目(2) 質の高い行政サービスの実現

社会情勢の変化により多様化・複雑化する行政課題に対応するためには、職員の意識改革や資質の向上を図る必要があることから、研修の充実、人事評価制度の適切な運用により、職員一人ひとりが能力を發揮できる環境づくりに努めます。

(2)-① 職員の意識改革と資質向上

| 改革の取組方針 | | | | | 担当課 |
|---|-------------------------|----|-----|-----|-----------|
| 外部研修・OJTの充実と兵庫県等への派遣を通じて職員の対応力と自律的な業務改善を促進するとともに、目標管理と成果に基づく人事評価を適切に運用・反映し、組織のパフォーマンス向上を図る。 | | | | | 総務課 全課 |
| 年次計画 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| | | | | | |
| | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 目標値 | 研修等参加人数 【令和6年度：125人】 | | | | 125人 |

取組項目(3) 新しい働き方の推進

職員の負担軽減と心身の健康確保により能力発揮を促し、住民サービスの向上につなげるため、時間外勤務の縮減と休暇の計画的取得を進め、ワーク・ライフ・バランスの取組を強化します。

(3)-①ワーク・ライフ・バランスの推進

| 改革の取組方針 | | 担当課 | | | | |
|--|------------------------------|-----------------------|----|-----|-----|-----|
| 職員の時間外勤務の縮減により総人件費を抑制し、ワーク・ライフ・バランスと出産・子育てに配慮した職場づくりを推進するとともに、メンタルヘルスに配慮した環境を整備して心身の健康と能力発揮を促し、その成果を住民サービス向上へつなげる。 | | 総務課 全課 | | | | |
| 年次計画 | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| | | ➡ | | | | |
| | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 目標値 | 職員一人あたり超過勤務時間【令和6年度：月11.1時間】 | 一人あたりの超過勤務時間数 月10時間以下 | | | | |
| | 職員一人あたり年次休暇取得日数【令和6年度：14日】 | 14日 | | | | |

取組項目(4) 多様な主体との連携

企業・大学の技術や専門的知見を行政課題の解決に活用し、サービスの質向上を図ります。

また、住民のまちづくりへの参加意識を醸成するため、複数の情報伝達手段により行政情報を分かりやすく発信し、理解と協力を得るとともに、住民の町政への参加を促進し、協働のまちづくりを推進します。

(4)-①多様な情報発信媒体を活用した情報発信の充実

| 改革の取組方針 | | 担当課 | | | | |
|---|--------------------------|--------------|--------|--------|--------|--------|
| 広報紙、CATV、ホームページ、町公式LINEなど様々な広報媒体を活用し、積極的な行政情報の発信に努める。 | | 企画広報課 関係課 | | | | |
| 年次計画 | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| | | ➡ | | | | |
| | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 目標値 | 公式LINE登録者数【令和6年度：3,622人】 | 3,800人 | 4,000人 | 4,200人 | 4,400人 | 4,600人 |

(4)-②審議会等への女性・若年層の登用、公募等による住民参加の推進

| 改革の取組方針 | | 担当課 | | | | |
|---|--------------------------|------------|----|-----|-----|-----|
| 審議会等の委員改選時に積極的に女性・若年層を登用するとともに、公募等による住民参加の推進に努める。 | | 総務課 関係課 | | | | |
| 年次計画 | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| | | ➡ | | | | |
| | | 推進 | 推進 | 推進 | 推進 | 推進 |
| 目標値 | 女性・若年層委員登用率【令和6年度：28.0%】 | 30% | | | | |

(4)-③官民連携・協働によるまちづくりの推進

| 改革の取組方針 | | | | | 担当課 |
|---|----|----|-----|-----|--------------|
| 住民と大学・高等学校、民間事業者等の多様な主体の連携・協働を推進し、相互の強みを活かして地域課題の解決に取り組むことにより、住民サービスの向上を図る。 | | | | | 企画広報課 関係課 |
| 年次計画 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| | ▶ | | | | |
| | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

取組項目(5) 窓口業務改革の推進

オンライン申請やキャッシュレス決済の推進、「書かない窓口」の導入により、住民サービスの利便性向上と窓口業務の効率化を図ります。

(5)-①窓口業務改革の推進

| 改革の取組方針 | | | | | 担当課 | |
|--|------------------------------|------|------|------|------|------|
| 「書かない窓口」の導入や電子申請拡大による住民サービス向上とバックオフィス業務の効率化を推進することで、窓口業務改革に取り組む。 | | | | | 総務課 | |
| 年次計画 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| | ▶ | | | | | |
| | 検討 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | |
| 目標値 | 行政手続オンライン化件数 【令和6年度：100件】 | 500件 | 520件 | 540件 | 560件 | 580件 |

取組項目(6) ICTを活用した業務の効率化

生成AIやRPA（業務を自動化するソフトウェア）等を適切に活用し、企画立案の高度化、定型業務の自動化、文書作成・データ分析等の生産性向上を推進します。

(6)-①ICTを活用した業務の効率化

| 改革の取組方針 | | | | | 担当課 | |
|--|---------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 生成AIやRPAなどのICTを活用することで、業務の効率化や意思決定・住民対応の迅速化を図り、職員の単純作業の削減と付加価値業務へのシフトによる生産性向上、ならびに住民サービスの質的向上を目指す。 | | | | | 総務課 | |
| 年次計画 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| | ▶ | | | | | |
| | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | |
| 目標値 | 職員の生成AI利用率 【令和6年度：未導入】 | 30% | 35% | 40% | 45% | 50% |

取組項目(7) 情報システムの標準化・クラウド化

情報システム標準化法に基づく基幹業務等の標準準拠・システム移行を計画的に進めるとともに、その他のシステムについてもセキュリティとコスト効率に配慮しつつクラウド化を推進します。

(7)-① 情報システムの標準化・クラウド化

| 改革の取組方針 | | 担当課 | | | | |
|---|---------------------------|------|------|------|------|------|
| 基幹系情報システムの標準化・共通化に向け着実に取り組むとともに、その他のシステムの導入及び更新については、クラウドサービスの利用を基本として取り組みを進める。 | | 総務課 | | | | |
| 年次計画 | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| | | → | | | | |
| | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 目標値 | 標準化移行システム数 【令和6年度：未導入】 | 13業務 | 18業務 | 18業務 | 18業務 | 18業務 |

取組項目(8) 地域社会のデジタル化

データやデジタル技術の活用により地域課題の解決を図るとともに、高齢者等への支援やデジタル活用相談体制の充実等により、デジタルデバイド（情報格差）対策を着実に進めます。

(8)-① オープンデータの推進

| 改革の取組方針 | | 担当課 | | | | |
|---|--|-----|----|-----|-----|-----|
| 行政が保有するデータをオープン化し、官民双方によるデータ活用を進めることで、新たなサービスや住民サービスの向上を図り、地域全体の業務やサービスの効率化・高度化に貢献する。 | | 総務課 | | | | |
| 年次計画 | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| | | → | | | | |
| | | 検討 | 検討 | 実施 | 実施 | 実施 |

(8)-② デジタルデバイド対策の推進

| 改革の取組方針 | | 担当課 | | | | |
|---|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| スマートフォン講習会の開催に継続して取り組むとともに、デジタル活用に関する身近な相談窓口を整備することで、デジタルに不慣れな方の活用能力の向上を図る。 | | 総務課 | | | | |
| 年次計画 | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| | | → | | | | |
| | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 目標値 | 講習会参加者数 【令和6年度：49人】 | 50人 | 60人 | 70人 | 80人 | 80人 |

取組項目(9) 中長期的な財政の健全化

公債費を限度とした借入や計画的な繰上償還を行うなど、地方債残高の圧縮を進めるとともに、将来の財政需要に備えた基金残高の確保・積立を着実に図ります。

(9)-① 地方債残高の圧縮

| 改革の取組方針 | | | | | 担当課 |
|---|---|----|-----|-----|------------|
| 地方債の発行にあたっては、地方交付税の算入率が高い地方債を優先的に活用しつつ、借入総額を抑制して町債残高の増加を抑える。あわせて、過去に借り入れた高利率の町債については計画的に一括償還を進める。 | | | | | 財政管理課 |
| 年次計画 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| | | | | | |
| 目標値 | 地方債残高の圧縮（一般会計ベース） 【令和6年度：△516,450千円】 | | | | △300,000千円 |

(9)-② 基金残高の確保

| 改革の取組方針 | | | | | 担当課 |
|---|---------------------------------------|----|-----|-----|---------------------|
| 毎年度の予算編成は歳入に見合う歳出とし、各時点の行政需要に的確に対応しつつ将来の財政リスクに備えるために財政調整基金及び町債減債基金残高の着実な積み増しを図り、財政運営の安定性向上に資する。 | | | | | 財政管理課 |
| 年次計画 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| | | | | | |
| 目標値 | 財政調整基金及び町債減債基金残高 【令和6年度：823,340千円】 | | | | 令和12年度末 1,000,000千円 |

取組項目(10) 自主財源の確保

自主財源の確保に向け、使用料及び手数料の見直しを図り、受益者負担の適正化を進めるとともに、ふるさと納税の推進により歳入の確保に努めます。


(10)-① 使用料及び手数料の見直し

| 改革の取組方針 | | | | | 担当課 |
|--|----|----|-----|-----|--------------|
| 受益者負担の原則に基づき、物価高騰に伴う維持管理経費の増加等を踏まえて、各施設の使用料・手数料を必要に応じて見直す。 | | | | | 企画広報課 関係課 |
| 年次計画 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| | 検討 | | | | |


(10)-② 補助金等の見直し

| 改革の取組方針 | | | | | 担当課 |
|--|----|----|-----|-----|--------------|
| 公益性や社会情勢の変化に伴う必要性、行政の責任範囲、費用対効果などの検証を行い既存の補助金等の適正化を図る。 | | | | | 企画広報課 関係課 |
| 年次計画 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| | 検討 | 検討 | | | |

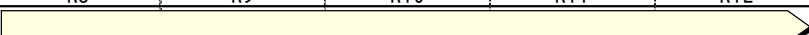
(10)-③ 課税客体の的確な把握

| 改革の取組方針 | | | | | 担当課 |
|----------------------------------|--|----|-----|-----|-------|
| 賦課調査の強化により、的確な課税客体の把握に努め、税収増を図る。 | | | | | 税務課 |
| 年次計画 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| |  | | | | |
| | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 目標値 | 取組による増収額 【令和6年度：2,699千円】 | | | | 800千円 |

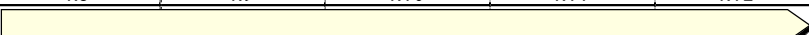
(10)-④ 町税等の収納率向上及び滞納繰越金の縮減

| 改革の取組方針 | | | | | 担当課 |
|---|--|----|-----|-----|------------|
| 広域連携や全庁的な取組による滞納整理技術の向上と、滞納者の実情に沿った効率的・効果的な対策強化による収納率向上を図る。 | | | | | 税務課 関係課 |
| 年次計画 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| |  | | | | |
| | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

(10)-⑤ ふるさと納税の推進

| 改革の取組方針 | | | | | 担当課 | |
|--|--|----------|----------|----------|----------|-----------|
| ふるさと納税の趣旨を踏まえ、返礼品の登録推進や効果的なPR、企業版ふるさと納税の推進等により財源の確保に努める。 | | | | | 地域振興課 | |
| 年次計画 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| |  | | | | | |
| | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | |
| 目標値 | ふるさと納税の寄附額 【令和6年度：60,160千円】 | 60,000千円 | 70,000千円 | 80,000千円 | 90,000千円 | 100,000千円 |

(10)-⑥ 町営住宅使用料の徴収率向上及び滞納繰越金の縮減

| 改革の取組方針 | | | | | 担当課 |
|--|--|-----|-----|-----|-----|
| 滞納者に対する早期の催告を実施し、特に悪質な滞納者については明渡訴訟の提起等によって徴収率の向上に取り組む。 | | | | | 建設課 |
| 年次計画 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| |  | | | | |
| | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 目標値 | 住宅使用料（現年）徴収率 【令和6年度：92.6%】 | 93% | | | |

取組項目(11) 公営企業等の経営健全化

将来にわたって安定的に事業を継続していくため「経営戦略」に基づく経営を徹底し、必要な投資と料金水準の適正化を両立させます。

(11)-① 上水道事業の健全経営の維持

| 改革の取組方針 | | 担当課 | | | | |
|---|-----------------------------------|-------|-----|-----|-----|-----|
| アセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）計画及び経営戦略に基づき、施設の重要度・老朽化度を踏まえ、優先順位を設定し投資の平準化を図りながら、健全経営及び安全な水の供給に取り組む。また、経営戦略の中間見直しを実施する。 | | 上下水道課 | | | | |
| 年次計画 | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| | | → | | | | |
| | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 目標値 | 経費回収率（供給単価／給水原価） 【令和6年度：99.0%】 | 98% | 97% | 96% | 94% | 92% |

(11)-② 下水道事業の経営健全化

| 改革の取組方針 | | 担当課 | | | | |
|---|---|-------|-----|-----|-----|-----|
| 包括民間委託等を採用し、民間のノウハウを活かした効率的な執行管理や施設の安全運転と保守管理を行う。下水道施設のライフサイクルコストの低減を目指すため、岩木浄化センター（令和9年度供用開始を目指す）と八保浄化センター（令和12年度供用開始を目指す）を廃止する。 | | 上下水道課 | | | | |
| 年次計画 | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| | | → | | | | |
| | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 目標値 | 経費回収率（使用料／汚水処理費（公費負担除く）） 【令和6年度：82.2%】 | 83% | 84% | 86% | 88% | 90% |

(11)-③ 国民健康保険事業の健全運営

| 改革の取組方針 | | 担当課 | | | | |
|--|--|---------|----|-----|-----|-----|
| 国民健康保険制度の安定的な運営を図るため、収入の確保に努めるとともに、医療費の抑制に努める。 | | 国保介護支援課 | | | | |
| 年次計画 | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| | | → | | | | |
| | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 目標値 | 保険者努力支援制度取組評価 一人あたり交付金 【令和6年度：1,934円（県下33位）】 | 県平均以上 | | | | |

(11)-④ 介護保険事業の健全運営

| 改革の取組方針 | | 担当課 | | | | |
|---|--|---------|----|-----|-----|-----|
| 介護給付費が増加傾向にあるため、介護予防事業に積極的に取り組むとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域支援事業の拡充に取り組む。 | | 国保介護支援課 | | | | |
| 年次計画 | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| | | → | | | | |
| | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 目標値 | 保険者機能強化推進交付金・ 介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標に基づく得点合計 【令和6年度：424点】 | 全国平均以上 | | | | |

取組項目(12) 公共施設の適正管理の推進

公共施設の適正管理の推進として、公共施設等総合管理計画に沿った施設のマネジメントを推進し、照明のLED化を含む長寿命化・更新の平準化・保全コストの最適化を図ります。

(12)-① 施設・資産の有効活用

| 改革の取組方針 | | 担当課 | | | | |
|--|------------------------------------|----------|----|-----|-----|-----|
| 公共施設・町有地の有効活用として、民間企業などへの貸付、売却を行う。また、活用可能性が限定的な未利用資産については、売却も含めた有効活用の在り方を検討し、適切な整理を図る。 | | 財政管理課 | | | | |
| 年次計画 | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| | | ➤ | | | | |
| | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 目標値 | 未利用地の貸付等による効果額 【令和6年度：11,894千円】 | 12,000千円 | | | | |

(12)-② 町営住宅の適正管理

| 改革の取組方針 | | 担当課 | | | | |
|--|--|-------|-------|-------|-------|------|
| 『上郡町営住宅長寿命化計画』に基づき、必要に応じ用途廃止等を行い、需要に即した供給量の確保、適切な維持管理とトータルコストの低減を図る。 | | 建設課 | | | | |
| 年次計画 | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| | | ➤ | | | | |
| | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 目標値 | 長寿命化計画に基づく管理戸数に対する入居率 【令和6年度：89.2%】 | 91.3% | 93.5% | 95.6% | 97.8% | 100% |

(12)-③ 公共施設等のLED化の推進

| 改革の取組方針 | | 担当課 | | | | |
|---|-----------|----------|----|-----|-----|-----|
| 公共施設等の維持管理経費の削減を図るとともに、令和9年（2027年）末に一般照明用蛍光灯の製造・輸出入が禁止されることを踏まえ、照明のLED化を計画的に推進する。 | | 財政管理課 | | | | |
| 年次計画 | | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| | | ➤ | | | | |
| | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 目標値 | 対象施設のLED化 | 令和13年度まで | | | | |

取組項目(13) 民間活力を活かした施設整備や管理運営の推進

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、サービス水準の向上と費用対効果の最大化を目指します。

(13)-① 民間活力を活かした施設整備や管理運営の推進

| | | | | | |
|--|----|----|-----|-----|-------|
| 改革の取組方針 | | | | | 担当課 |
| 先進自治体や民間の実績を調査し、公共施設の整備や運営において民間資金、民間活力の導入を検討し、持続可能で効率的な施設運営を図る。 | | | | | 企画広報課 |
| 年次計画 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| | | | | | |
| | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 |

4 進捗管理

(1) 推進体制

本プランに基づく行財政改革の取組を着実に推進するため、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のサイクルによる進捗管理を行い、町長を本部長とする「上郡町行政改革推進本部」及び「行政改革担当者会議」を中心として全庁的に取り組みます。

さらに、外部の有識者で構成される「上郡町行財政組織等審議会」から意見を聴取し、進捗状況については、町ホームページ等で広く住民に公開します。

(2) 推進期間

本プランの推進期間は、令和8（2026）年度を始期とし、総合計画に掲げた各施策の着実な推進を確保するため、総合計画前期基本計画の最終年度である令和12年（2030）年度までの5年間とします。

| 年 度 | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|----------------------|------|-------------------|----|----|----|----|------------------|----|-----|-----|-----|
| 総合計画 | 基本構想 | 第5次（平成28年度から10年間） | | | | | 第6次（令和8年度から10年間） | | | | |
| | 基本計画 | 後期（第5次） | | | | | 前期（第6次） | | | | |
| 行政改革大綱 行財政改革推進プラン | | 第7次大綱 | | | | | 行財政改革推進プラン | | | | |